

- 1 日時 平成16年11月24日(水) 14:00~16:35
- 2 場所 甲府地方裁判所
- 3 出席者
(委員・五十音順)
足立委員, 飯野委員, 小野寺委員, 加藤委員, 川島委員, 小林委員, 千葉委員, 松島委員, 丸山委員, 向山委員
(甲府地方裁判所)
井田事務局長, 浅野事務局次長, 鈴木総務課長, 長島会計課長, 古山民事首席書記官, 松本刑事首席書記官, 石上総務課課長補佐(書記), 小澤庶務係長(書記)
- 4 議事等
 - (1) 新委員の自己紹介
 - (2) 前回の委員会で出された意見に対する対応報告(別紙第1のとおり)
 - (3) 第4回委員会のテーマの紹介(別紙第2のとおり)
 - ア 現在の新庁舎新営の進捗状況説明
 - イ テーマについての意見交換(別紙第3のとおり)
- 5 次回委員会のテーマについて
次回テーマを「裁判員制度について」として決定した(裁判所からの説明は別紙第4のとおり)。
- 6 次回委員会期日
次回(第5回)期日を平成17年3月23日(水)午後2時からと決定。

(別紙第1)

前回の委員会で出された意見に対する対応報告

第1 企画的な広報行事のあり方について

1 国民に直結する身近な法律が施行された場合には説明会などを実施してはどうかという提案があった。この点については、今年5月に裁判員法が成立したので、当面は裁判員制度の定着を目指した広報活動を行っていく必要がある、そのための説明会の実施を検討していきたいと考えている。

2 裁判所見学ツアーなどいろいろな企画を紹介できる「裁判所だより」というような広報誌を作ってはどうかという提案があった。この点については、次のように実施することとした。定期的には年2回、憲法週間と法の日週間の企画行事を実施する際に発行し、各行事の企画内容のほか新しい制度の紹介や法律用語のミニ解説等を掲載することにした。このほかにトピック的な記事があるときは随時号外を発行することとした。

また、「裁判所だより」関係では、「裁判所だより」の代わりに市町村の広報誌の一面をもらって掲載してはどうかという意見や、新聞社に月1, 2回裁判所で話題となっている情報を記事にしてはどうかという意見が出された。

まず、前者については、紙面が限られている市町村の広報誌では裁判所だけで一面をもらうのは難しいので、テーマ毎に単発で掲載依頼していきたいと考えている。

次に、後者については、千葉所長が朝日新聞社からの依頼を受け、本年8月から11月まで4回にわたり、法の日週間の企画内容や裁判員制度、調停制度等を紹介する随筆を朝日新聞朝刊の「やまなしに想う」という欄に掲載したところであるが、今後も同様の企画があったら、お願いしたいと考えている。

3 「憲法週間」行事については、子供の見学ツアーをもっと増やしてはどうかとの提案が出された。この点については、来年の「憲法週間」行事で、小, 中, 高校生を対象とした見学ツアーを増やす方向で検討していきたいと考えている。

第2 日常的な広報のあり方について

1 ホームページについては、分かりにくい、ビジュアルなものをもっと増やしてはどうか等、多数の意見をいただいた。この点については、ホームページは最高裁判所において作成されており、容量等の問題もあって甲府地裁独自

で制作できる部分は限られているため、出された意見の多くは、最高裁判所に要望として伝え、また、甲府地裁独自で作成できる部分では、11月分の掲載判例から専門用語の解説を事件の概要部分に付け加えることにしたほか、お知らせ欄に写真を掲載する方向で技術的な面の検討を行っている。

2 パンフレットについての意見は要望として最高裁判所に伝え、また、簡単な法律用語辞典やデータブックなどを庁舎に備え置き、来庁者が自由に持ち帰れるようにしてはどうかとの意見については、「こうふ裁判所だより」の中で掲載していくことを検討していきたいと考えている。

第3 公聴について

市民のニーズを探るためのアンケートなどを実施してはどうかという意見をいただいた。この点については、当面は憲法週間などの企画的な行事の際に実施するアンケートの中に、これまではなかった裁判所に対する意見や感想を自由に書いてもらう質問事項を設ける方法で実施していきたいと考えている。

(別紙第2)

甲府地裁・家裁・簡裁合同庁舎新営の基本理念について

第1 国民が利用しやすい裁判所であるための施設の整備

- 1 受付、庁舎の案内表示等の在り方
- 2 駐車場の在り方
- 3 高齢者、身障者等の弱者対応
- 4 インテリジェントビル化
- 5 市民に利用しやすい庁舎の工夫
- 6 その他

第2 山梨・甲府の地域社会と調和した庁舎

- 1 庁舎の外観イメージをどうするか。山梨のイメージを取り入れるか。
- 2 司法文化に関係する資料の展示等をするか。
- 3 その他

第3 環境にやさしい裁判所であるための施設

(別紙第3)

意見交換要旨

第1 「国民が利用しやすい裁判所であるための施設の整備」について

1 「受付、庁舎の案内表示等の在り方」
裁判所に入りやすい雰囲気作りと案内サービスの観点から、総合案内所の設置や受付に女性を配置するなどの多くの意見のほか、サインの設置について検討をしたほうがよいなどさまざまな意見が出された。

2 「駐車場の在り方」
駐車台数を確保するため、立体駐車場や地下駐車場にするなど、多くの意見が出された。

3 「高齢者、身障者等の弱者対応」
身障者の利便性から、当事者が使用するドアを広くするとか身障者用トイレにウォシュレットの設備を付けたらどうかなどの弱者対応に対する意見が出された。

4 「インテリジェントビル化」
法廷や会議室などは、人数によって間仕切りができる構造にしたらどうかなどさまざまなアイデアが出された。

5 「市民に利用しやすい庁舎の工夫」
市民が裁判所に入りやすい庁舎との観点から、ワンフロア化やオープンな形で庁舎を造るとの意見が出された一方、プライバシーの保護も視野に入れ、また、危機管理との調和を考える必要があるのではないかとの意見も出された。その他、子供連れの当事者への配慮も必要ではないかなど多くの意見が出された。

- 6 その他

新庁舎は、裁判員制度を見据え、裁判員が活動しやすい施設の配置や裁判員制度の説明コーナーの設置を考えていただきたいなど裁判員制度に配慮した庁舎への意見が多く出された。

第2 「山梨・甲府の地域社会と調和した庁舎」について

1 「庁舎の外観イメージをどうするか。山梨のイメージを取り入れるか。」
山梨のイメージは山や木との観点から、裁判所の敷地内に植栽をしたり庁舎内に木材を使用したらどうかとの意見や外壁をワインカラーにしたらどうかといったさまざまなアイディアが出された。

2 「司法文化に係る資料の展示等をするか。」
甲府の裁判所で有名な判決資料は、資料展示をしてもらいたいという意見や建替え時に敷地から出てきた文化財的なものを展示できないかといったさまざまな意見が出された。

第3 「環境にやさしい裁判所であるための施設」について

現庁舎の取り壊しの際にでる資材の再利用や現在使用されている大理石を残すことは考えられないかといったアイディアが多く出された。

(別紙第4)

次回委員会テーマについて

裁判員制度に関する法律が、今年5月に公布され、平成21年までにスタートすることとなった。これは、一般の国民が刑事裁判に裁判官と一緒に関与し、判決まで出すという制度で、本格的な司法参加ということになり、裁判所としても今後この制度の円滑な導入に向け、力を入れていきたいと考えている。

そこで、今後数回に亘り、この制度を一般県民に周知させるためにどういう広報活動をしたらよいか、運用自体について一般国民が裁判員として参加しやすい裁判とするための工夫についてご意見をお聞きしたいと考えている。

次回は、まず委員の方に裁判員制度を理解していただくため、裁判員制度を解説したビデオ視聴と裁判所からの説明、質疑応答を行うことを考えている。